

簡易総合評価方式評価項目一覧【土木一式工事】 除算方式 工事名: ○○○○○○工事

Main evaluation table with columns: 大項目, 中項目, 小項目, 評価基準, 加算点 (区分, 小項目配点, 項目配点), 様式, 備考. Includes sub-tables for 地域貢献度, 社会貢献度, 技術者要件, 特記課題, and ヒアリング.

備考: 小規模業務・雪氷業務個別の評価から、2つの業務どちらかの実績の評価に変更します。 ※H26.4.1以降は、小規模業務委託の実績の対象期間が変わります。

備考: 平成24年度または25年度における伊勢建設事務所発注の雪氷対策元請契約、平成23年度下半期～平成25年度下半期における伊勢建設事務所発注の小規模業務委託元請契約(舗装補修業務等は除く)のどちらかの実績の有無により評価します。 ※伊勢建設事務所発注の小規模業務委託には、土木系の小規模修繕業務委託のほか、伊勢建設事務所発注の流域下水道管渠施設等小規模修繕業務委託も含まれます。

備考: 「災害協定1の実績」または「災害協定2の実績」の有無により評価します。 「災害協定1」とは、「伊勢建設事務所と締結した地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」をいいます。 「災害協定1の実績」は、「災害協定1」に基づいた緊急連絡対応体制ネットワーク確立のための伝達訓練への参加実績を指します。 「災害協定2の実績」は、「災害協定2」を締結している場合を指します。 「災害協定2の実績」は、平成24年度または平成25年度の防災協定締結を対象とします。(対象期間以前の協定締結で、自動継続している協定は含まれます。)

備考: 評価基準に記載の計算式により評価します。 申請時点において、受注しているコリンズ登録された契約金額2千5百万円以上の当該部門の公共工事数(契約後、コリンズ登録手続き中の工事を含みます。)と当該部門に係る1級技術者数の比率: 手持ち工事量(J) ※当該部門契約金額2千5百万円以上の公共工事数/当該部門の1級技術者数 ※手持ち工事のうち、平成24年4月1日以降に公告した三重県発注の低入札(調査基準価格を下回る入札)契約工事については、手持ち工事数とみなして評価します。 評価点は、小数点以下切り捨てとします。

備考: 平成25年度格付けに係る平均工事成績点を評価基準に記載の計算式により評価します。 評価点は、小数点以下切り捨てとします。 ※工事成績がない場合は評価点0点とします。

備考: 労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む)に沿った取り組みの有無により評価します。(確認は、評価機関による評価証、適合証明書等の写しの提出により行います。) ※当該工事の入札に参加する者が認証を受けていることを条件とします。(付属書の添付等)

備考: 下記の業績(認証取得)の該当項目数により評価します。 (次世代育成支援活動実績) 育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。(確認は就業規則の写し等の提出により行います。)

備考: (男女共同参画活動実績) 男女共同参画活動実績の有無により評価します。 「三重県知事表彰受賞企業」とは、「男女がいきいきと働いている企業」として三重県知事表彰を受賞している企業をいいます。(確認は、表彰状の写しの提出により行います。)

備考: (障がい者雇用実績) 障がい者雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。 確認は、法律により雇用が義務づけられている企業の場合、法定雇用が達成されていることが確認できる書類(職業安定所へ提出した最新(8月1日)以降に入札の公告を行う工事については当該年度のものに限る)の障がい者雇用状況報告書の写しにより行います。 それ以外の企業の場合、雇用している障がい者の障がい者手帳の写しや手帳番号等とその者の常時雇用(3ヶ月以上)のわかる書類(保険証の写し等)により確認します。

備考: (ISO14001、M-EMSの認証取得) ISO14001、M-EMS(ステップ2)または(ステップ1)の認証取得の有無により評価します。(確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。)

備考: 当該工事を貴社が受注した際、当該工事の施工について、直営及び下請負いにかかるとの工事のうち、建設業法上の建設工事を全て県内企業により行う場合に評価します。 ※県内企業とは、三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する企業をさします。 ※当該評価項目の申請内容については、契約後、施工体制台帳、部分下請負通知書等により下請負者を確認します。

備考: ISO9000Sの認証取得の有無により評価します。(確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。)

備考: 企業の評価対象工事実績を評価します。 ※評価対象工事は、1又は複数とします。

備考: 配置予定技術者が元請として単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)の主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した工事のうち、契約金額2千5百万円以上の評価対象工事の実績について評価します。

備考: 「評価対象工事③」とは、○○○を指します。 主任(監理)技術者としての実績については、平成10年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる評価対象工事を対象とします。なお、主任(監理)技術者としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日まで期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 また、現場代理人としての実績については、平成16年4月1日以降に発注され、同年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した者(コリンズに登録されていた者)に限る。を対象とします。

備考: 当該工事は、.....工事です。また、当該工事箇所は、.....への配慮が必要です。 このことを踏まえ、「①○○○のための工夫」、「②△△△への配慮」、「③×××への配慮」の3項目について、施工上留意すべき課題と対策を具体的に記述してください。

備考: 配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取組姿勢及び質疑の応答性について評価します。 ※配置予定技術者がヒアリングに出席出来ない場合は評価しません。

備考: 企業の工事実績の評価を追加することに伴い、ヒアリングの配点を40点から20点に変更します。

技術提案を5項目から3項目に変更するなどの変更に伴い、合計点数を200点から変更します。 ※技術提案の作成にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を必ず確認してください。

【ご案内】 下記アドレスにおいて、評価項目添付資料についての参考資料を掲載しておりますので参考にしてください。 http://www.cemf.jp/nyukan/oshirase.asp (総合評価方式による入札での評価項目添付資料について)参照